

第二期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画

■成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで、財産などを保護し、いろいろな契約や手続きを支援する制度です。

成年後見制度は、「法定後見」「任意後見」の2つの制度から成り立っています。

成年後見制度の概要

資料：法務省ホームページより

類型	法定後見制度		
	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など 市町村長(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	-	民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)
任意後見制度	本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)と公正証書で契約(任意後見契約)を結んでおくもの		

(注1)本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2)民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3)家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4)日常生活に関する行為は除かれます。

■第二期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 計画策定の背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は、国的基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

また、国は令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。このことから、本市においても、令和3年3月に策定した市の第一期基本計画をベースに国的基本計画を勘案した「第二期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画」を策定することとしました。

(2) 計画期間

今回策定する第二期基本計画は令和6年度から令和8年度までの3か年計画とし、「尾鷲市高齢者保健福祉計画」やその他関連計画と整合、連携を図ります。

(3) 計画の目的

国的基本計画は、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進することを目的としています。また、成年後見制度は権利擁護支援の中でも重要な手段として位置づけられています。

今回策定する第二期基本計画は、第一期基本計画に引き続き、成年後見制度が本人の目指す暮らしを支えるひとつの仕組みとして役割を果たし、すべての住民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※1）の構築を更に進めていくことを目的とします。

<用語解説>

(※1) 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ。「権利擁護支援チーム（※2）」、「協議会（※3）」及び「中核となる機関（※4）」で構成される。

(※2) 「権利擁護支援チーム」

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

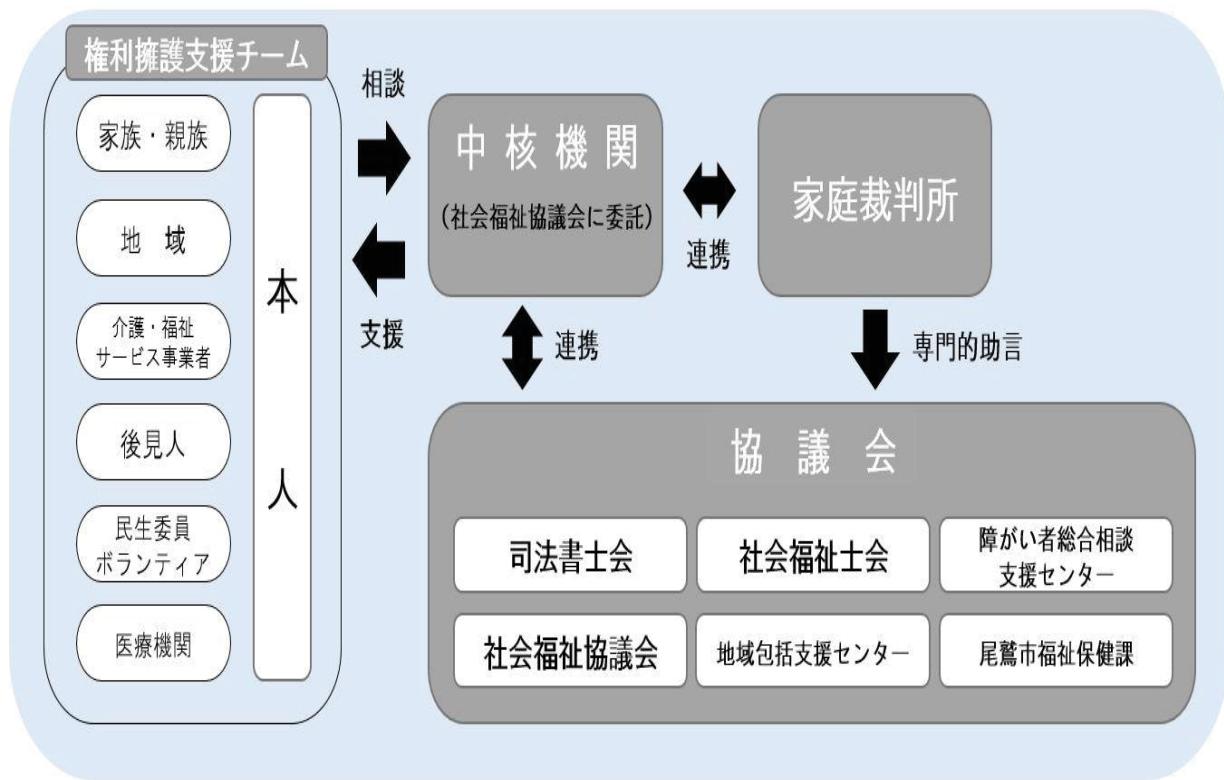
(※3) 「協議会」

権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう協議の場を設け、関係機関が連携を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみ。

(※4) 「中核機関」

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制のことをいい、運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。

尾鷲市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



■現状と課題

本市の現状として、認知症高齢者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向となっています。特に認知症高齢者については、高齢化の進展に伴い今後も増加していくことが見込まれ、成年後見制度の必要性が高まってくると予想されます。

三重県全体の成年後見制度の利用者数は、年々ゆるやかに増加しています。

また、本市における令和5年度の成年後見制度の利用者数は、後見類型が20人、保佐類型が1人で、補助類型及び任意後見は該当ありません。

認知症高齢者数(※1)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日常生活自立度Ⅱa(※2)以上	999	1,029	1,121

●資料：紀北広域連合

<用語解説>

(※1) 「認知症高齢者数」

要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人。

(※2) 「日常生活自立度Ⅱa」

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態のことを言う。

また、Ⅱaは、家庭外でも、この状況が見られる状態のことを言う。(具体例：たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等)

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者数(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳	164	168	172
精神障害者手帳	115	124	117

●資料：福祉保健課

成年後見制度の利用者数(人)

	令和3年7月1日		令和4年7月1日		令和5年7月3日	
	三重県	尾鷲市	三重県	尾鷲市	三重県	尾鷲市
後見	2,360	16	2,361	16	2,354	20
保佐	408	1	446	1	456	1
補助	156	0	166	0	168	0
任意後見	13	0	13	0	18	0
合計	2,937	17	2,986	17	2,996	21

●資料：津家庭裁判所

成年後見人等と本人との関係別件数(件)

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	法人	合計
尾鷲市	5	3	1	6	0	3	18

(令和5年11月1日現在)

●資料：津家庭裁判所

■アンケート調査の結果

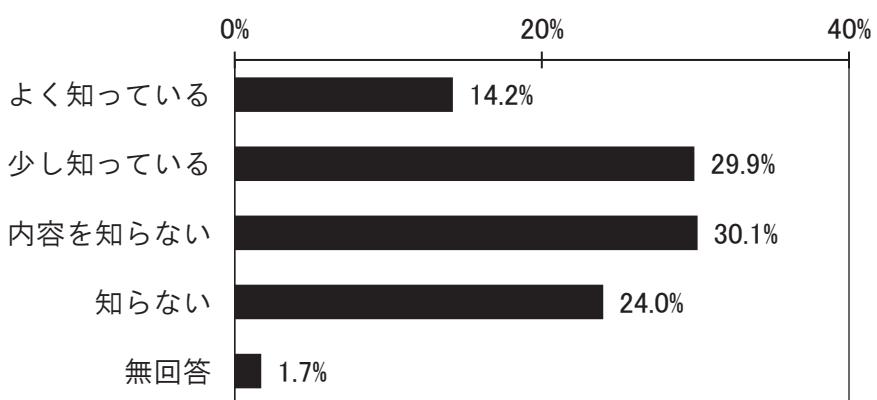
尾鷲市高齢者保健福祉計画の策定にあわせ、一般高齢者を対象に、成年後見制度に関するアンケート調査を実施しました。

なお、アンケート調査の結果は次のとおりです。

ア 成年後見制度を知っていますか

- 「よく知っている」が14.2%、「少し知っている」が29.9%と、成年後見制度についての知識がある方が44.1%となっています。

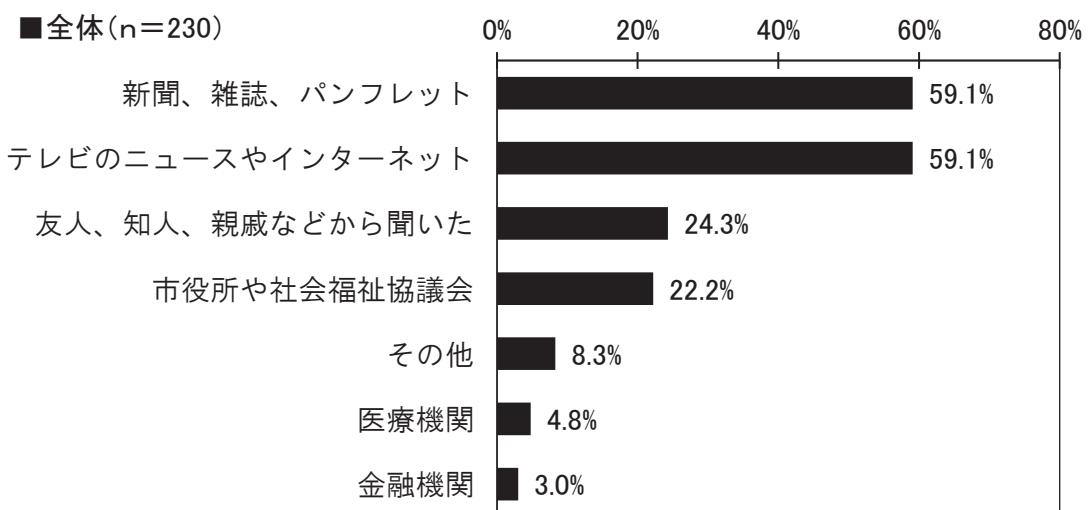
■全体(n=521)



イ 「よく知っている」または、「少し知っている」と回答した方について、どこで知りましたか（複数回答）

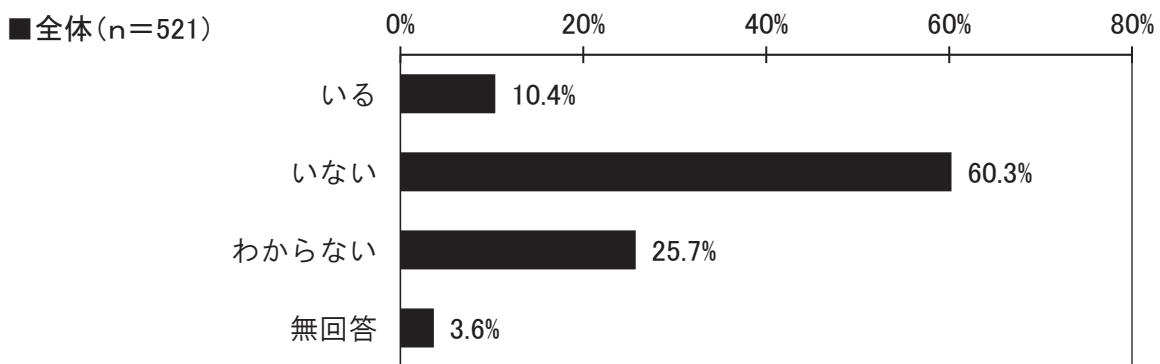
- 「新聞、雑誌、パンフレット」と「テレビのニュースやインターネット」がともに59.1%と最も多く、次いで「友人、知人、親戚などから聞いた」が24.3%、「市役所や社会福祉協議会」が22.2%となっています。

■全体(n=230)



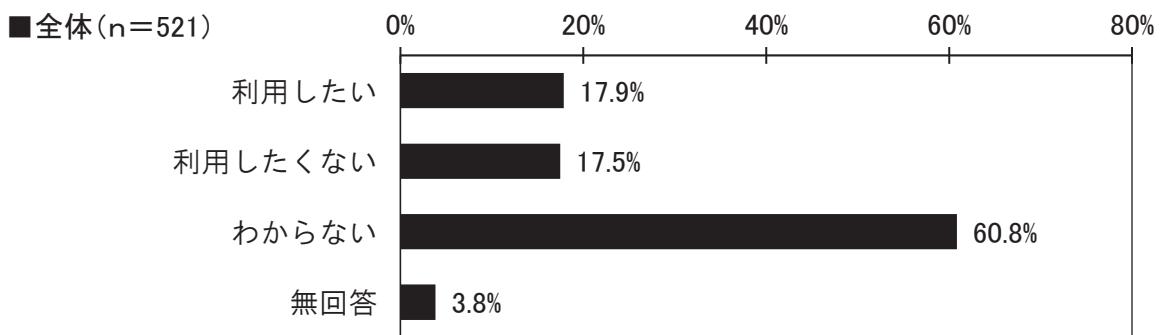
ウ 自分の周りで、判断能力がない方はいますか

■ 「いる」と回答した方が 10.4%、「いない」と回答した方が 60.3%となっています。



エ 自分もしくは、自分の家族の判断能力が十分でなくなってきた場合、成年後見制度を利用したいですか

■ 「わからない」が 60.8%と最も多く、次いで「利用したい」が 17.9%、「利用たくない」が 17.5%となっています。



■施策の方向

①中核機関の運営方針

本市では、令和5年4月から運営を尾鷲市社会福祉協議会に委託し開始しました。

第一期基本計画では、中核機関が担うべき4つの機能（①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能）のうち、優先して整備すべき機能として、広報機能、相談機能を掲げ取り組んできました。

第二期基本計画では、第一期基本計画の取り組み内容を整理し、上記4つの機能について、段階的・計画的に取り組んでいきます。

②協議会の運営方針

本市では、令和3年4月に「尾鷲市成年後見制度利用促進協議会」を設置しました。

協議会は、法律・福祉の専門職や社会福祉関係機関で組織し、家庭裁判所からもアドバイザーを迎え、成年後見制度の利用の促進に関する事項について協議しています。2か月に1回の頻度で開催しており、これまでに中核機関の設置検討・基本計画策定に係る協議・個別事案の支援策の検討・他自治体との意見交換などを行ってきました。これらの取り組みは、第一期基本計画の施策を進める上でも重要な役割を果たしてきました。

協議会において、行政や地域の幅広い関係者と連携しながら、個別事案の支援策や地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組み等を協議していくことが引き続き必要であるため、第二期基本計画においても継続して本市が主体となり協議会の運営に取り組んでいきます。

③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域において、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援を行う場面は、次の3つに分けられます。

- ア) 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）
- イ) 成年後見制度の利用開始までの場面（申立準備から後見人等の選任まで）
- ウ) 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりは、上記3つの場面ごとに整理し、取り組みを進めています。

まず、ア) 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における取り組みについてです。

●本人等からの相談対応と必要な支援へのつなぎ（相談機能及び、成年後見制度利用促進機能）

中核機関の受託者である尾鷲市社会福祉協議会のうち、おわせ生活サポートセンタークローバー、地域包括支援センター、紀北地域障がい者総合相談支援センター“結”及び市福祉保健課において、権利擁護に関する相談対応を

行います。相談を通じて情報収集を行い、権利擁護支援ニーズの精査をし、成年後見制度の利用や日常生活自立支援事業、その他必要な支援へのつなぎを行います。

日常生活自立支援事業 利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症高齢者	7	7	5
知的障がい者	4	4	6
精神障がい者	7	6	6
その他	2	2	4
合計	20	19	21

●資料：尾鷲市社会福祉協議会

●権利擁護支援についての理解の浸透と相談窓口の広報（広報機能）

権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口としての中核機関について、地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させていきます。

また、成年後見制度自体の広報についても進めています。広報については、市広報紙、パンフレット、ホームページ、SNSの活用、関係機関への研修会等を実施します。

また、本人の意思の反映・尊重の観点から、任意後見制度についても市民に対して周知を行っていきます。

次に、イ) 成年後見制度の利用開始までの場面（申立準備から後見人等の選任まで）での取り組みについてです。

●地域の担い手の育成（成年後見制度利用促進機能）

成年後見制度の利用が進むにつれて、専門職後見人の人数にも限りがあることから、成年後見人等の担い手が不足することが考えられます。

本市においては、市民後見人（※1）の育成に関する取り組みが実施されていないのが現状です。人口規模が小さい本市では、市民後見人の成り手がいない可能性はあるものの、その養成について検討を進めています。同時に、国の基本計画では、県による担い手育成の取り組みが期待されているため、県の動向を注視しつつ検討を進めています。また、市民後見人に関しては市民後見人を養成し、その方が法人後見の支援員になるという考え方もあるので、法人後見の充実も含め、多様な担い手の確保を検討していきます。

<用語解説>

(※1) 「市民後見人」

自治体等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。

最後に、ウ) 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）での取り組みについてです。

●後見人等への支援と課題解決への支援体制の構築（後見人支援機能）

成年後見人等からの日常的な相談については、中核機関が初期相談を行います。相談内容について専門的知見が必要であると判断される場合には、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会で事例検討を行い、課題解決に向けた支援を適切に行います。成年後見人等だけでは解決できない課題について、成年後見人等が孤立することのないよう、チームとして支援ができる体制を構築します。

●意思決定支援についての理解の浸透（後見人支援機能）

成年後見人等が意思決定支援（※1）を踏まえた後見事務を行うには、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要であるため、地域連携ネットワークの関係者に対し、意思決定支援についての理解を浸透させていきます。

<用語解説>

(※1) 「意思決定支援」

日常生活や社会生活等に関して本人の意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる活動のこと。

食事・衣服の選択など基本的生活習慣に関する場面や医療に係る意思決定の場面、施設入所など住まいの場を移す場面等を対象にチームで支援を行う。

（4）市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度の利用を必要とする方で、身寄りのない方、身寄りに頼れない方等に対して、適切に市長申立てを行うことで本人の生活を守ります。その場合、要件に応じて申立て費用の負担を行います。

また、市長申立てに限らず、要件により後見人、監督人等に対する報酬に関し、その費用の一部または全部を助成します。

成年後見制度 市長申立件数（件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	6	0	3
障がい者	0	0	0
合計	6	0	3

●資料：福祉保健課

成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の実績

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額
高齢者	1 件	21,711 円	1 件	77,000 円	2 件	241,000 円
障がい者	0 件	0 円	1 件	165,000 円	1 件	120,000 円
合計	1 件	21,711 円	2 件	242,000 円	3 件	361,000 円

※令和3年度、4年度は実績、令和5年度は見込となっています。

●資料：福祉保健課